

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年3月28日(木) 午前9時30分から午前10時35分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席14名、欠席5名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、 4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、 7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、10番猪又正巳委員、 12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、 15番齋藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、 欠席委員：9番加藤政人委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員、 16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：1番柘倉正委員、2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、 4番原仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、 7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、10番田上浩和委員、 11番中村芳仁委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、 15番槇立力委員、16番土澤健一委員、17番竹内富男委員、 18番小川博嗣委員 欠席委員：9番山岸寛幸委員、12番池亀健一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席30名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 星野局長、井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査(書記)</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	1番 委員
	2番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.24～No.30 7件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.18～No.20 3件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.120～No.133 14件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3040 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5044～No.5048 5件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.561～No.617 57件

議 第4号 農用地利用集積等促進計画案について
No.14～No.16 3件

日程第4 その他

- 1 令和6年度糸魚川市農業委員会運営方針(案)について
- 2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂(案)について
- 3 令和6年度最適化活動の目標設定等(案)について
- 4 次回農業委員会の日程について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農業委員 9 番加藤政人委員、11 番福田幸生委員、14 番稲葉淳一委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員、農地利用最適化推進委員 9 番山岸寛幸委員、12 番池亀健一委員の 7 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第 1 = 議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第 2 = 報告事項</p>
議長 伊藤主査	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 24 番木浦地区、木浦地内の 2 筆 502 m²について、現況は原野となっております。 25 番能生谷地区、川詰地内の 1 筆 13 m²について、現況は宅地となっております。</p>

議長	<p>26 番大野地区、大野地内の2筆1,123㎡について、現況は宅地となっております。</p> <p>27 番大野地区、大野地内の1筆317㎡について、現況は宅地となっております。</p> <p>28 番能生地区、能生地内の1筆2,186㎡について、現況は雑種地となっております。</p> <p>29 番青海地区、田海地内の1筆244㎡について、現況は宅地となっております。</p> <p>30 番浦本地区、中宿・間脇地内の27筆1,463.01㎡について、現況は雑種地となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>18 番下早川地区、西塚地内の2筆211㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>19 番能生谷地区、大平寺・寺山地内の6筆988.06㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>20 番能生谷地区、大平寺地内の4筆390㎡については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>

林主査	<p>報告いたします。議案の5ページをご覧ください。</p> <p>120 番上早川地区、越地内の4筆3,566㎡については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>121 番大和川地区、大和川ほ場の1,717㎡については、自作するため解約するものです。</p> <p>122 番西海地区、釜沢地内の1筆600㎡については、農地の利用調整により解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>123 番から127 番までは、西海地区、釜沢、道平地内の合計10筆3,611㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>6 ページ128 番西海地区、田中地内の1筆431㎡については、農地の利用調整により解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>129 番、130 番は、西海地区、田中地内の合計3筆259.91㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>131 番大野地区、大野地内の1筆690㎡については、農地の利用調整により解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>132 番今井地区、西川原地内の1筆2,851㎡については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>133 番今井地区、西川原地内の1筆810㎡については、農地の利用調整により解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
議長	
議長	

議長	議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。8頁をご覧ください。 3040番、今井地区、岩木地内の2筆409㎡については、所有権移転売買です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道岩木下線沿いの場所です。譲渡人は高齢で耕作することができないため、申請地を譲受人に譲り渡したいというものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
伊藤主査	説明いたします。議案の9頁をご覧ください。 5044番大和川地区、梶屋敷地内の1筆67㎡については、住宅敷地拡張です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道薬師堂線の近くの場所です。譲受人は申請地の隣接地を住宅敷地として利用しているが、境界線との間隔が少ないため、敷地を拡張したいというものです。敷地拡張67㎡、賃借権設定です。 5045番糸魚川地区、南寺町2丁目地内の1筆208㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道薫徳寺2号線沿いにあります。譲受人は現在アパートに居住しているが、申請地を譲り受け、住宅を新築したいというものです。住宅1棟74.52㎡、所有権移転売買です。 5046番糸魚川地区、南寺島1丁目地内の1筆68㎡については、資材置場の転用です。地図No.4をご覧ください。申請地は市道港南明星線沿いにあります。譲受人は申請地を移動式ユニットハウス置場として利用したいというものです。ユニットハウス4棟26.49㎡、所有権移転売買です。 5047番今井地区、岩木地内の2筆91㎡については、住宅敷地拡張

	<p>です。地図No. 1をご覧ください。申請地は市道岩木下線沿いの場所です。譲受人は申請地に隣接する住宅の購入と併せて、申請地を住宅敷地として転用拡張したいというものです。敷地拡張91㎡、所有権移転売買です。</p>
議長	<p>5048番は、以前に転用を受けた案件の事業計画変更承認申請となります。市振地内の1筆42㎡については、令和5年6月に許可を受けた案件です。当初は車庫を建築する予定でしたが実施できなかったため屋外の駐車場敷地として利用したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、57件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件がございます。大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退室をお願いします。</p>
議長 林主査	<p>〔大島委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。</p>
議長	<p>11ページ565番上早川地区、越地内の4筆3,566㎡について、規模拡大となります。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔大島委員入室〕</p> <p>次に、齋藤委員の案件を審議します。齋藤委員、退室をお願いします。</p>
議長	<p>〔齋藤委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

林主査	説明いたします。
議長	20 ページ 602 番能生谷地区、物出・須川地内の 17 筆 3,335.91 m ² について更新となります。以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔齋藤委員入室〕
林主査	その他の案件について、事務局の説明を求めます。
	残りの案件について説明いたします。
	先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。561 番から 617 番までとなります。
	下早川地区、規模拡大 3 件 10 筆 11,399 m ² 、上早川地区、規模拡大 1 件 4 筆 3,566 m ² 、更新 1 件 1 筆 2,093 m ² 、合計 2 件 5 筆 5,659 m ² となります。大和川地区、更新 2 件 7 筆 3,495 m ² 、西海地区、規模拡大 9 件 28 筆 29,003 m ² 、更新 2 件 12 筆 13,086 m ² 、農地中間管理事業 1 件 1 筆 957 m ² 、合計 12 件 41 筆 43,046 m ² となります。糸魚川地区、更新 1 件 2 筆 1,231 m ² となります。大野地区、規模拡大 3 件 3 筆 2,066 m ² 、根知地区、農地中間管理事業 6 件 7 筆 9,296 m ² となります。今井地区、規模拡大 10 件 13 筆 21,048 m ² となります。磯部地区、規模拡大 1 件 5 筆 3,876 m ² となります。能生谷地区、規模拡大 9 件 20 筆 16,237 m ² 、更新 1 件 17 筆 3,335.91 m ² 、合計 10 件 37 筆 19,572.91 m ² で、合計が規模拡大 36 件 83 筆 87,195 m ² 、更新 7 件 39 筆 23,240.91 m ² 、農地中間管理事業 7 件 8 筆 10,253 m ² 、合計 50 件 130 筆 120,688.91 m ² となります。合計件数が議案と異なっていますが、農地中間管理事業については、出し手と機構、機構と受け手の契約があり、同じ筆で議案が 2 件となりますので、議案の合計件数 57 件と参考資料の合計件数 50 件の差は機構経由の 7 件となり、差が出ております。
議長	以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長	<p><議第4号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第4号 農用地利用集積等促進計画案について、このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件がございます。恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退室をお願いします。 [恩田委員退室]</p>
議長 林主査	<p>事務局の説明を求めます。 15番上早川地区、土塩地内の1筆2,088㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p>[恩田委員入室] その他の案件について、事務局の説明を求めます。 残りの案件について説明いたします。</p>
議長	<p>24ページ14番下早川地区、五十原地内の2筆932㎡について、耕作者の変更を行うものです。 16番大和川地区、大和川地内の16筆7,996㎡について耕作者の変更を行う者です。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 [地区担当委員より「異議なし」の声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について ・4月30日火曜日 9時30分～ 糸魚川市役所201・202会議室</p> <p>2 その他</p>

議長	他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。
----	---